別表六の二（二十九）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額　⑷」の欄は、認定連結親法人（租税特別措置法第68条の15の７第１項に規定する認定連結親法人をいう。次号において同じ。）又はその認定連結子法人（同項に規定する認定連結子法人をいう。次号において同じ。）が同項に規定する情報技術事業適応（次号において「情報技術事業適応」という。）のうち租税特別措置法施行令第39条の47の２第２項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものの用に供した情報技術事業適応設備（同法第68条の15の７第４項に規定する情報技術事業適応設備をいう。）に係る額の合計額を記載すること。

3　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額　⑿」の欄は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が情報技術事業適応のうち租税特別措置法施行令第39条の47の２第２項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）に係る額の合計額を記載すること。

4　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　⑿」の欄は、連結親法人又はその連結子法人で、租税特別措置法第68条の15の７第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものがその事業の用に供した次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の７第３項に規定する生産工程効率化等設備のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの

⑵　租税特別措置法第68条の15の７第３項に規定する需要開拓商品生産設備

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日